

## 適正な介護保険認定申請について（お願い）

平素は、奈良市介護保険業務にご協力賜り誠にありがとうございます。

また、介護従事者のみなさまにおかれましては、昨今の感染症拡大防止対策等で以前にも増してご尽力いただいていることと存じます。



さて、日頃みなさまには要介護認定に係る認定申請を申請者に代わり行っていただいておりますが、その中で適正な申請時期とは思われない申請が散見されております。認定調査は、調査対象者の心身の状態が安定しているなかで行われるものです。そのため、認定申請についてはその申請時期を考慮する必要があります。

また、申請後の確認事項が増えることで認定までの日数が増えることもあります。

### 事 例

- ・ 入院後間もないタイミングでの認定申請  
⇒入院してすぐの調査の場合、急性期の状態のため日頃の状態を把握できない可能性がある。
- ・ 迅速な対応が必要でない「ターミナル期」扱いでの認定申請  
⇒至急に調査日の調整を図ったところ、来週でもよい等、早急に調査しなければならない状態ではない方が多くみられる。  
調査は申請者の状態を勘案して予定を組んでいくため、「ターミナル期」扱いの案件が増加することで本当に至急の調査を必要とする方の調査が遅れる可能性がある。

要介護認定は、各種サービスを利用するための第一歩です。要介護認定の結果によって、受けられる給付の金額や利用できる介護サービスも大きく異なってくるため、より実態にふさわしい認定を受けるためにも適切な時期に認定申請をしていただくようお願いします。

また、申請を行い、認定結果が出る前の段階であっても暫定ケアプランの作成によるサービス利用が出来ますので、ご不明な点等がございましたら介護福祉課までお問い合わせください。



①認定調査員テキスト P6「2. 調査の実施及び留意点（1）」に  
入院後間もない申請の件  
②平成22年4月30日厚生労働省事務連絡「末期がん等の方への要介護認定における留意事項について」  
をそれぞれ参考にしてみてください。